



強い会社をつくる！製造業の戦略的な会計と税務

第8回 自社株について知識をもっておこう

皆さん、こんにちは。御堂筋税理士法人の松本と申します。今回からは、「中小企業の事業承継」をテーマにお話しさせていただきます。

事業承継というと株式の対策、後継者の育成、次世代幹部の育成、リタイア後の生活に向けた資産形成など多岐にわたります。その中でも中小企業の株式対策については、相続税対策と経営権対策の両面を考えていかなければならないため、非常に複雑になります。

そこで今回は『自社株について知識を持っておこう』ということで、次回の『株式をめぐる問題と対策』に先駆けて、取引相場のない株式の評価方法についてお話しをさせていただきます。

1. 自社株の評価方式の全体像

取引相場のない株式の評価方法は4種類あり株主によって異なります。

- ① 純資産価額方式
- ② 類似業種比準方式
- ③ ①と②の併用方式
- ④ 配当還元方式

④は同族株主等以外ではあまり株式保有にメリットがなく、わずかな株式しか保有していない方が取得した場合に用いられる評価方法で、「特例的評価方式」といわれています。

会社の経営支配力を持っている株主が取得した場合は①～③までの評価方法で「原則的評価方式」といわれています。上記のように計算が複雑になる要因は、非上場の会社は、会社の支配権を持つか持たないかで株式の価値が大きく異なるためです。

特例的評価方式については、原則的評価方式に比べて株式の価値が一般的に著しく低い評価となります。

2. 原則的評価方式か特例的評価方式か

では、どのような株主が特例的評価方式を選択できるかということになりますが、それはその株主が同族株主等かそれ以外の株主かにより判定することになります。

■同族株主のいる会社

株主区分			評価方式
同族株主等	議決権割合 5%以上	中心的な同族株主がいない場合	原則的評価方式
		中心的な同族株主がいる場合	
	議決権割合 5%未満	中心的な同族株主	
		役員等 その他	
同族株主以外の株主			配当還元方式

■同族株主のいない会社

株主区分			評価方式
議決権割合 15%以上	議決権割合 5%未満	中心的な株主がいない場合	原則的評価方式
		中心的な株主がいる場合	
		役員等 その他	配当還元方式
議決権割合 15%未満のグループに属する株主			

- ※1 同族会社・・・株主とその同族関係者の議決権割合の合計が30%(50%超のグループがある場合は50%)以上である場合そのグループに属する株主
- ※2 同族関係者・・・親族(6親等内の血族、配偶者、3親等の姻族)とその他特殊関係にある個人・法人
- ※3 中心的な同族株主・・・同族株主とその配偶者、直系血族、兄弟姉妹及び一親等の姻族(一定の法人を含む)の議決権割合の合計が25%以上である場合のその株主
- ※4 中心的な株主・・・同族株主がいない会社の株主で、株主とその同族関係者の議決権割合が15%以上であるグループのうち、単独で10%以上を有している株主

3. 原則的評価方式とは

(1) 会社規模の判定

取引相場のない株式の評価方法は、まず会社の規模を判定することからはじまります。

会社の規模が全く異なる株式を1つの方法で評価をするには問題があります。つまり取引相場のない会社でも上場企業に匹敵するような会社から個人事業者と変わらない会社もあるので、評価会社を従業員数、総資産価額、売上高等によって大会社、中会社、小会社に区分し評価方法が定められています。

※中会社はさらにその中で大中小に区分されています。

■会社規模の判定

I 従業員数 100人以上かどうか

100人以上の場合	大会社
100人未満	下記の表で判定

II ①、②どちらか下の区分

①総資産価額(帳簿価額)			②従業員数
卸売業	小売・サービス業	それ以外	
20億円以上	10億円以上	10億円以上	50人超
14億円以上	7億円以上	7億円以上	50人超
7億円以上	4億円以上	4億円以上	30人超 50人以下
7千万円以上	4千万円以上	5千万円以上	5人超 30人以下
7千万円未満	4千万円未満	5千万円未満	5人以下

III IIの(1)と(2)の低い方と以下(3)のどちらか上の区分

年間の取引金額			会社の規模とLの割合
卸売業	小売・サービス業	それ以外	
80億円以上	20億円以上	20億円以上	大会社
50億円以上	12億円以上	14億円以上	中会社の大 L=0.90
25億円以上	6億円以上	7億円以上	中会社の中 L=0.75
2億円以上	6千万円以上	8千万円以上	中会社の中 L=0.60
2億円未満	6千万円未満	8千万円未満	小会社

左記の判定から下記の【支配株主の原則的評価保方式】の計算方法で評価することになります。

(2) 原則的評価方式には2つの評価方式がある

①類似業種比準価額方式

類似業種比準価額方式とは、業種が類似する上場企業との比較から算定する方法です。

比準要素としては、「配当」「利益」「簿価純資産」があり、類似業種の株価をベースに算出します。以下の計算式を見ていただきますと「利益」の要素が他の要素よりも3倍の影響があります。

類似業種比準価額

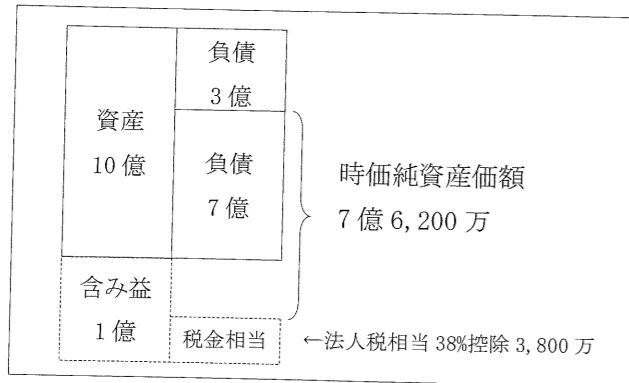
$$=A \times \left\{ \frac{\frac{b}{B} + \frac{c}{C} \times 3 + \frac{d}{D}}{5} \right\} \times \text{斟酌率}$$

A:類似業種の株価
 B:類似業種の1株あたりの配当金額
 C:類似業種の1株あたりの年利益金額
 D:類似業種の1株あたりの純資産価額
 b:評価会社の直前期末以前2年間における1株あたりの年配当金額
 c:評価会社の直前期末以前1年(又は2年)間における1株あたりの年利益金額
 d:評価会社の直前期末における1株あたりの純資産価額
 ※斟酌率は大会社0.7、中会社0.6、小会社0.5で上場企業の株価との調整をはかっています。

②純資産価額方式

純資産価額方式は、貸借対照表を時価純資産により算定する方法です。

以下の図のようなイメージになります。



簿価純資産よりも時価（評価額）純資産が大きい場合は、その評価との差額から法人税相当額の38%を控除することができます。この法人税相当額は法人税等の実行税率が変わるたびに改正が入りますのでご注意ください。

(3) 原則的評価方法は会社規模により異なる

原則的評価方法は、上記3.(1)で述べたように会社の規模に応じた計算方法で評価することになります。

会社の規模	評価法方式
大会社	類似業種比準価額
中会社の大	類似業種比準価額×90% +純資産価額×10%
中会社の中	類似業種比準価額×75% +純資産価額×25%
中会社の小	類似業種比準価額×60% +純資産価額×40%
小会社	純資産価額

※1. 大会社、中会社は純資産価額でもよい

※2. 小会社は類似業種比準価額×50%+純資産価額×50%でもよい

(4) 特殊な会社の株式の評価

非上場株式の評価を行う場合に、資産の保有状況など会社にはさまざまな特殊事情があります。

以下述べるような会社は、特殊な会社の株式評価方式として上記の例外を定めております。

このような会社は類似業種比準価額方式のように上場会社の株価に比準する評価を適用することは合理的ではありません。そのためi)～v)の会社については原則的評価方式が適用できず、純資産価額方式のみにより評価します。

ただし、同族株主以外の株主などについては以下に後述する配当還元方式が適用できる場合もあります。

i) 株式特定保有会社

株式等の価額が総資産価額に占める割合が50%以上の会社が該当します。株式保有特定会社に該当する会社には、別途評価方式が定められており、実際には、純資産価額方式との選択が認められています。

ii) 土地保有特定会社

土地等の価額が総資産価額に占める割合が、一定以上の会社が該当します。

会社区分		土地保有割合	
大会社		70%以上	
中会社		90%以上	
小会社	小売・サービス業	総資産1,000百万円以上	70%以上
		総資産40百万円以上～1,000百万円未満	90%以上
	卸売業	総資産40百万円未満	-
		総資産2,000百万円以上	70%以上
	総資産70百万円以上～2,000百万円未満	90%以上	

小会社	卸売業	総資産70百万円未満	-
	上記以外	総資産1,000百万円以上	70%以上
		総資産50百万円以上～1,000百万円未満	90%以上
		総資産50百万円未満	-

iii) 比準要素数1または0の会社

(赤字決算、債務超過、無配当の会社)

類似業種比準価額方式の3つの比準要素「配当」「利益」「純資産」のうち、直前期及び直前々期にいずれか2以上がゼロの会社。または、直前期においていずれもゼロの会社が該当します。

iv) 開業後3年未満の会社

開業後間がなく業績が不安定なため、純資産価額方式により評価します。

v) 開業前または休業中の会社

営業活動がないので純資産価額での評価となります。

4. 特例的評価方式とは

特例的評価方式とは、零細株主が取引相場のない株式を評価する際に認められている評価方式になります。この評価方式は会社の規模や業種等にかかわらず画一的な評価方式になります。この方式は、その会社の配当金額及び資本金の額を基準として評価額を算出することから、配当還元方式といわれます。

$$\frac{\text{年配当金額}}{10\%} \times \frac{\text{1株当たりの資本金の額}}{50\text{円}} = \text{評価額}$$

5. まとめ

非上場の株式の評価については、税法上細かく規定されていることがお分かり頂けたかと思えます。中小企業の事業承継を考えていくうえで、自社の現状の株価の評価額を把握することがまず第

一步となります。評価時期によって株価は変動しますので、少なくとも決算期ごとに株価を算出しておくことが重要です。

今回は『株式をめぐる問題と対策』をテーマに、さらに事業承継における株式対策の課題についてお話ししていきます。

御堂筋税理士法人

高業績企業をめざす中小オーナー企業の、経営のワンストップソリューションを標榜する税理士コンサルタント集団。会計がわかっているという強みをベースに、経営計画→実行管理→幹部育成→事業承継を一気通貫で進める。経営者によりそった問題解決 (Solution & Accompany) をめざすスタッフ17名のうち、10名が税理士。日々実践と訓練にいそしむ。製造業、工務店、会計事務所などの業種に特に強い。

所在地；大阪市中央区今橋4-1-1
淀屋橋三井ビルディング4F

